

## 令和5年12月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年12月18日（月）午後1時30分～午後2時18分				
場所	さぬき市役所3階 301・302				
	議事録署名委員の指名について				
日程第1	諸報告				
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について		(会長提出議案第1～6号)		
日程第3	非農地証明願いについて		(会長提出議案第7号)		
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について		(会長提出議案第8～9号)		
日程第5	農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について		(会長提出議案第10号)		
日程第6	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について		(会長提出議案第11号)		
日程第7	農地法第5条に基づく申請審議について		(会長提出議案第12～14号)		
日程第8	農用地利用集積計画の審議について		(会長提出議案第15号)		
日程第9	その他				
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長)				
欠席委員	なし				
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査				
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員				
傍聴者	なし				





番号3、受付年月日、令和5年11月28日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積538㎡。譲渡人の申請事由、既に分家独立している者へ譲渡、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の西約360mに位置しております。譲受人は譲渡人の娘であり、現在、譲渡人である母親と共に耕作している農地の生前贈与を受ける旨の申請です。

会長提出議案第4号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年11月28日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計4,780㎡。譲渡人の申請事由、労力不足、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は20,845.41㎡、受人従事数は3人です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南東約470mに位置しております。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第5号について、ご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年11月28日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積756㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は7,253.14㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては5ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約130mに位置しております。現在既に譲受人が耕作している農地の所有権を移転する申請です。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第6号について、ご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年11月28日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積804㎡。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は4人です。資料と致しましては6ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約450mに位置しております。譲受人は現在農地を所有していませんが、親の所有する農地での農業経験があるとのこと。申請地においては野菜を耕作する計画です。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

まず、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 12月15日、現地確認を行いました。この●●さんはこの周辺でたくさん農地をなさっている方なので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 第3号議案についてご報告致します。私たち12月16日に現地確認を行いました。それで、今、事務局の説明を聞いておりますと、お母さんと娘さんということで、よく分かりました。農地はきちんと保全管理されて、既に野菜が栽培されておりました。私たちはよろしいのではないかと判断しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

続いて、4号議案を説明致します。12月16日、現地確認を行いました。●●さんは大変な農家らしくて、現地もきちんと農地、保全管理されておりました。私たちよろしいのではないかと判断致しました。よろしくお願い致します。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 5号議案、6号議案とも、先日、全員で見てまいりました。今、事務局の説明のとおりです。よろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号から第6号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号から第6号につきましてお諮りします。議案第2号から第6号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、異議なしということで、議案第2号から第6号を原案のとおり認めることと致します。

日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第7号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、非農地証明願いについて説明致します。議案書2ページをお開きください。今回の非農地証明案件は1件ございます。それでは、ご説明させていただきます。

会長提出議案第7号、地区番号3、受付年月日、令和5年11月28日、申請人、●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●●です。台帳地目田、現況地目道路、地積38㎡です。申請理由は、農地への進入路として利用しているためです。お手元の資料7ページ、8ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から南約250mに位置しております。昭和57年に相続により申請地を取得しております。申請地周辺が宅地及び道路へと開発された際の残地であり、狭小な農地のため、●●●●番●の農地への進入路として利用されるようになりました。位置図は資料7ページ、写真方向図は資料8ページ左側、現況写真は資料8ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

林 文夫委員

昨日、推進委員と共に見てきましたけども、何と云うたらいいのか、言いにくいんですけど、まさに道路でしたので、そのままでもいいんだらうと思います。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、それでは、議案第7号につきましてお諮りします。議案第7号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第7号を原案のとおり認めることと致します。  
日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号、第9号を議題とし、一括上程致します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

今月の4条の案件は2件ございまして、面積にして479㎡、5筆です。それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書3ページからで





申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約480mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。

申請地については、昭和57年3月25日付で非農家の自己住宅として転用許可を受けておりましたが、当時の申請者が工事完了しないまま死亡し、譲渡人が相続し、土地の管理に困っていました。譲受人は建築業を営んでおり、業務拡大のため貸資材置場用地に適した土地を探していました。譲渡人、譲受人両者の意向が合致し、承継を伴う事業計画変更申請及び転用申請に至りました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

山下加代子委員 13日に見学に行きました。まだがいに荒れてしまってるいうまでは行ってなかったんですけど、今から工事したらきれいになると思います。あんまり周り家もないので、倉庫でいいと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号につきまして質疑等ありましたら、ご発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号につきましてお諮りします。議案第10号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第11号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。今月の5条の事業計画変更の案件は1件ございまして、面積にして6,449㎡、5筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は5ページからでございます。

こちらでも会長提出議案第11号と会長提出議案第12号の5条申請には関連がありますので、併せてご説明致します。

会長提出議案第11号、地区番号1、受付年月日、令和5年11月28日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●



議長（会長） それでは、議案第11号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第7 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第12号から第14号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 今月の第5条の案件は3件ございまして、面積にして1,406㎡、4筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書6ページからでございます。

会長提出議案第12号につきましては、先ほど会長提出議案11号の事業計画変更申請と併せてご説明させていただいた資材置場拡張の案件ですので、割愛させていただきます。

続いて、会長提出議案第13号につきましては、会長提出議案10号の承継を伴う事業計画変更申請と併せてご説明させていただいた資材置場への転用案件ですので、割愛させていただきます。

会長提出議案第14号、地区番号4、受付年月日、令和5年11月28日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積259㎡。転用目的、分家住宅、工事着完予定年月日、令和6年2月1日から令和6年12月31日。権利は使用貸借権の設定、農地区分、第2種農地。令和5年10月に農振除外の審議を行った案件です。資料と致しましては17から18ページで、位置図を17ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約900mに位置し、隣接については、田及び宅地に接しております。譲受人は現在借家にお住まいですが、子供が成長したことから手狭となり、実家近くに新居を建築するため申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

●●●●地区からお願いします。

山下加代子委員 さっき説明した分です。大丈夫と思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員	14号、これも先日全員で見てまいりました。分家住宅なので別に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。議案第12号から第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案12号から第14号につきましてお諮りします。議案第12号から第14号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第12号から第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>日程第8 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第15号を上程します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から3番が●●委員、40番から43番が●、44番から54番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案第15号についてご説明致します。</p> <p>農地の貸し借りについての説明で、議案書は7ページから10ページとなっております。</p> <p>個人16件、中間管理機構25件の合計41件となっております。41件のうち新規26件、再設定15件となっております。41件のうち賃借権4件、使用貸借権37件となっております。</p> <p>賃借権の内訳としまして、5,000円1件、2,000円2件、1,500円1件となっております。</p> <p>期間は、10年15件、9年4か月1件、7年1件、6年8件、5年11か月1件、5年1か月1件、5年5件、4年1件、3年5か月1件、3年5件、1年2件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんを除いた43件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人19件、法人24件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権8件、使用貸借権35件となっております。期間は、10年24件、9年4か月1件、6年13件、5年11か月3件、5年1か月1件、3年5か月1件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>

議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して審議に入ります。質疑等ある場合は整理番号等を指定の上、ご発言ください。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から3番、40番から54番を除く議案第15号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から3番、40番から54番を除く議案第15号について原案のとおり認めることと致します。 続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である1番から3番、●の関係議案である40番から43番、●●委員の関係議案である44番から54番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。  (●●委員、●●委員、●●委員 退席)
議長 (会長職務代理)	それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めましたので、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は18件で、使用貸借権が18件となっております。期間は10年7件、6年11件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。 以上です。
議長 (会長職務代理)	説明が終了致しました。質疑を求めます。ありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長 (会長職務代理)	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいですか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長	では、原案のとおり承認致します。

(会長職務代理) 退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長 (会長) 本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、何かございませんか。  
どうぞ。

眞田幸隆委員 農地法に直接関係ないんですけど、いわゆる農地の転用をした場合、池がかりとか川がかりあるじゃないですか。ほんたら、池がかりであれば、ため池台帳の変更とかが伴うんですけど、そこらはどういう絡みになってくるんですか。

事務局 水利の関係になるんですかね。一応ちょっと、同意については水利組合の同意というのが、排水路にそれ取ってはおります。ため池台帳の方の変更というのは、そこまではこちらの方では把握はしてないんですけど。

議長 (会長) 3条については水利組合の同意が要ると。

事務局 転用ですかね。3条の。

眞田幸隆委員 いや、転用についてもそうやし。

議長 (会長) 転用はもちろん。

眞田幸隆委員 うん、もちろんね。ほやけん、水利組合の同意を得れば、逆にため池のほう、受益面積の変更が伴うじゃないですか。そこらの手続とこの申請の絡み、そこらをどういうふうに取り扱ったらいいんですかね。ため池台帳の変更はため池の管理者からの届出をこちらの方へ出すやないですか、農水の方に。  
私の地区でも賦課が、その面積によってそれぞれ賦課金が来るので、ほんで、もしその賦課金も、土地改良事業をして負担金が残っておれば、その分の出資、それをしてなきゃ転用とかできんじゃないですか。  
ほやけん、水利の同意とか改良区の同意はいいんやけど、そちらの方の手続は実際に今どようになっとるんかなと思って。

事務局 そっちの方の手続はあくまでも申請者の話なので、こちらの方からしてくださいというあれまではなっていないで、転用上これとこれが必要ですよというて出てきとんで、その分については同意なり改良区の見解なりはつけていただくようになっています。  
賦課金の方なんですけど、土地改良区の事務局の方で年に1回、転用があった分の照会をしてくれんかいうて、その台帳の写しなりを提供はしております。

議長（会長） 水利ができれば、池はできとるものと思うわな。

事務局 ため池台帳まではちょっと。

眞田幸隆委員 ため池の見直しとかが前にあったじゃないですか。ほんで、廃止ため池が実際何ぼとか、あれで出とったので。池がかりの台帳があるんで、その台帳に伴うて今度ため池台帳があるじゃないですか。そこらのほうも整合を取ってなかったら、そうでなかったら転用しとんのにため池の受益で残つとると。ほやけん、当然、転用のとき香川用水の決算金も、香川用水の受益地であれば、そのしまいを先にしない限り認めてもらえんしね。ということは、それに伴うため池台帳の変更も伴うんでないかなと。これは農地法に絡む以外ですけど、土地改良法に絡んで。

事務局 土地改良の方の関係なので、農林水産課の方にも確認させていただいて、転用での扱いはもうそういう、今お話ししたとおりなのでご了解いただいて、あと改良区の方の担当とお話しさせていただきたいと思います。

議長（会長） ほかにございませんか。  
農地集積専門員から何かございましたら。

農地中間管理機構 ありません。

議長（会長） 以上をもちまして、令和5年12月農業委員会定例会を閉会します。慎重なる審議を頂き、お礼申し上げます。ありがとうございました。

（2時18分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 1 番

署名委員 1 2 番

